

○建築士法第15条第3号の規定により知事が同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者に関する告示

建築士法第15条第3号の規定により知事が同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者に関する告示

平成21年3月6日
告示第149号

改正 平成28年8月23日告示第445号 平成30年3月23日告示第161号

注 平成30年3月23日告示第161号による改正は、平成31年4月1日から施行のため、本文に直接改正を加えないで、改正文を当該条文の末尾に枠で囲って掲げた。

建築士法第15条第3号の規定により知事が同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者に関する告示を次のように定める。

建築士法第15条第3号の規定により知事が同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者に関する告示

次の各号に掲げる者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第15条第3号の規定により、同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める。

- 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校若しくは職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校において、建築士法第15条第1号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（平成20年国土交通省告示第743号。以下「平成20年国土交通省告示第743号」という。）第1に規定する科目を修めて卒業した者又は次の表の左欄に掲げる学校教育法（昭和22年法律第26号）による学校、防衛省設置法による防衛大学校若しくは職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校において、同表の中欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれ同表の右欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第14条第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

学校教育法による大学又は高等専門学校	平成20年国土交通省告示第743号第1に規定する科目（平成20年国土交通省告示第743号第1各号中「四十単位」とあるのは「三十単位」と読み替えるものとする。）	1年
	平成20年国土交通省告示第743号第1に規定する科目（平成20年国土交通省告示第743号第1各号中「四十単位」とあるのは「二十単位」と読み替えるものとする。）	2年
防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	平成20年国土交通省告示第743号第1に規定する科目（平成20年国土交通省告示第743号第1各号中「四十単位」とあるのは「三十単位」と読み替えるものとする。）	1年
	平成20年国土交通省告示第743号第1に規定する科目（平成20年国土交通省告示第743号第1各号中「四十単位」とあるのは「二十単位」と読み替えるものとする。）	2年
学校教育法による高等学校又は中等教育学校	建築士法第15条第2号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（平成20年国土交通省告示第744号。以下「平成20年国土交通省告示第744号」という。）第1に規定する科目（平成20年国土交通省告示第744号第1各号中「二十単位」とあるのは「十五単位」と読み替えるものとする。）	4年

注 表の中欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学（短期大学を除く。）にあつては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の規定の例によるものとし、学校教育法による

短期大学にあっては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）の規定の例によるものとし、学校教育法による高等専門学校にあっては高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校並びに職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校及び職業能力開発大学校にあっては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校及び中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）の規定の例によるものとする。

注 平成30年3月23日告示第161号により、平成31年4月1日から施行

本則第1号中「掲げる科目を修めて卒業」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了）」を加え、同号の表の注中「第28号）」の次に「又は専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）」を、「第21号）」の次に「又は専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）」を加える。

- 2 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令による中等学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校若しくは各種学校において2年以上修業し、平成20年国土交通省告示第743号第1に規定する科目を修めて卒業した者又は次の表の第1欄に掲げる学校教育法による学校を卒業したことを入学資格とする同法による専修学校若しくは各種学校において、同表の第2欄に掲げる年数以上修業し、同表の第3欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれ同表の第4欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	2年	平成20年国土交通省告示第743号第1に規定する科目（平成20年国土交通省告示第743号第1各号中「四十単位」とあるのは「三十単位」と読み替えるものとする。）	1年
		平成20年国土交通省告示第743号第1に規定する科目（平成20年国土交通省告示第743号第1各号中「四十単位」とあるのは「二十単位」と読み替えるものとする。）	2年
	1年	平成20年国土交通省告示第744号第1に規定する科目	3年
学校教育法による中学校又は義務教育学校	2年	平成20年国土交通省告示第744号第1に規定する科目（平成20年国土交通省告示第744号第1各号中「二十単位」とあるのは「十五単位」と読み替えるものとする。）	4年
	1年	平成20年国土交通省告示第744号第1に規定する科目（平成20年国土交通省告示第744号第1各号中「二十単位」とあるのは「十単位」と読み替えるものとする。）	5年

注 第3欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の規定の例によるものとし、学校教育法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 3 次の表の第1欄に掲げる学校教育法による学校を卒業した者で、職業能力開発促進法に規定する職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、同表の第2欄に掲げる年数以上修業し、同表の第3欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれ同表の第4欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校	3年	平成20年国土交通省告示第743号第1に規定する科目（平成20年国土交通省告示第743号第1各号中「四	1年
------------------------	----	---	----

又は旧中等学校令による 中等学校		十単位」とあるのは「三十単位」と読み替えるものとする。)	
	2年	平成20年国土交通省告示第743号第1に規定する科目(平成20年国土交通省告示第743号第1各号中「四十単位」とあるのは「二十単位」と読み替えるものとする。)	2年
	1年	平成20年国土交通省告示第744号第1に規定する科目	3年
学校教育法による中学校 又は義務教育学校	3年	平成20年国土交通省告示第744号第1に規定する科目	3年
	2年	平成20年国土交通省告示第744号第1に規定する科目(平成20年国土交通省告示第744号第1各号中「二十単位」とあるのは「十五単位」と読み替えるものとする。)	4年
	1年	平成20年国土交通省告示第744号第1に規定する科目(平成20年国土交通省告示第743号第1各号中「二十単位」とあるのは「十単位」と読み替えるものとする。)	5年

注 第3欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

4 建築士法第2条第5項に規定する建築設備士

附 則

(施行期日)

- この告示は、平成21年3月6日から施行する。
(建築士法の規定により知事が定める受験資格の廃止)
- 建築士法の規定により知事が定める受験資格(昭和48年沖縄県告示第173号)は、廃止する。
(経過措置)
- この告示の施行の日(以下「施行日」という。)前に前項の規定による廃止前の建築士法の規定により知事が定める受験資格(以下「旧告示」という。)第1号から第12号までに規定する課程を修めて卒業した者の二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格については、なお従前の例による。
- 施行日前から引き続き旧告示第1号から第12号までに規定する課程に在学する者であって、施行日以後にこれらの課程を修めて卒業した者の二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格については、なお従前の例による。
- 前2項の規定により、なお従前の例によることとする場合の旧告示第1号から第12号までの規定の施行日以後における適用については、次の表の左欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えるものとする。

旧告示第1号	建築に関して1年以上の実務の経験	1年以上の建築実務の経験
旧告示第2号	建築に関して2年以上の実務の経験	2年以上の建築実務の経験
旧告示第3号	建築に関して3年以上の実務の経験	3年以上の建築実務の経験
	建築に関して4年以上の実務の経験	4年以上の建築実務の経験
旧告示第4号及び第5号	建築に関して同表ニの欄に掲げる年数以上の実務経験	同表ニの欄に掲げる年数以上の建築実務の経験
旧告示第8号から第12号まで	建築に関して1年以上の実務	1年以上の建築実務の経験

	の経験	
--	-----	--

附 則（平成28年8月23日告示第445号）

この告示は、平成28年8月23日から施行する。

附 則（平成30年3月23日告示第161号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。